

大町市ひとが輝くまちづくり事業 まちづくり委員会審査要領

1 事業の趣旨

「ひとが輝くまちづくり事業」は、市の第5次総合計画のまちづくりのテーマである「市民の参画と協働でつくるまち」に基づき、市民の皆さんの熱意ある自主的なまちづくり活動を支援する制度です。

2 審査員

審査員は、大町市ひとが輝くまちづくり事業補助金交付要綱第5に基づく委員です。

3 審査対象事業

ひとが輝くまちづくり事業のうち、はじめようまちづくり活動及び活動継続支援事業の審査を行います。

4 審査方法

提出された審査申込書の内容に基づき、本事業に相応しい内容であるか、下記の視点から審査し、採点します。

(1) 審査基準

視点1 公益性・協働性

- ・地域課題やニーズに合致した事業か。
- ・多くの市民（特定地域を対象とする事業の場合には、住民の多数）の共感が得られ、参加できる事業か。
- ・広く市民（特定地域を対象とする事業の場合には、住民の多数）に効果をもたらすか。

視点2 計画・予算内容

- ・計画の内容、実施方法は適正か。
- ・予算は妥当か。
- ・新たな取り組みを加えたり、工夫を凝らした計画となっているか。

視点3 総合

- ・今後の継続・発展につながっているか。
- ・やる気や熱意が感じられるか。

(2) 採点方法

- ①審査員には、上記の3視点8項目にもとづき、それぞれ5点満点により点数を付けていただきます。(8項目×5点=40点満点)

5点	十分評価できる。
4点	評価できる。
3点	概ね評価できる。
2点	あまり評価できない。
1点	全く評価できない。

- ②最低点と最高点をカットし、残りの審査員の平均点をその団体の評価点とします。評価点は、小数点以下第3位を四捨五入します。

5 補助額の決定

- ①事業の区分内において、評価点の高い順に補助順位を付けます。続いて、事業の区分間において、同じ補助順位の中でも評価点の高い順に補助順位を付けます。評価点と同じ団体がある場合には、必要に応じてくじ引きにより補助順位を付けます。
- ②団体が獲得した評価点により、以下のとおり補助申請額に対する補助率を定め、補助額は補助申請額×補助率とします。
- 但し、24点未満の場合は、補助の対象外とします。

評価点	補助率
36点以上40点以下	100%
32点以上36点未満	95%
28点以上32点未満	90%
24点以上28点未満	85%
8点以上24点未満	0%

- ③予算の範囲内で、補助順位の高い順に補助額を確定していきます。
- ④次補助順位の団体の申請額が残予算額を超過した場合、補助を受けるか受けないかの意思確認を行います。次順位の団体が断った場合、補助対象のすべての団体に意思確認を行い全補助額の確定とします。